

第17期

第34回

農地部会議事録

平成30年5月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 平成30年5月18日(金)

2. 開催場所 多目的ホール3

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

| 議席番号 | 氏名 | 出席状況 | 備考 |
|------|-------|------|-------|
| 1 | 新田幾男 | 出席 | 富久山地区 |
| 2 | 飯田東一 | 出席 | 安積地区 |
| 3 | 増子富康 | 欠席 | 三徳田地区 |
| 4 | 根本淳一 | 出席 | 日和田地区 |
| 5 | 鈴木裕美夫 | 出席 | 西田地区 |
| 6 | 小林正一郎 | 欠席 | 片平地区 |
| 7 | 藤田稔 | 出席 | 熱海地区 |
| 8 | 古川勝幸 | 出席 | 中央地区 |
| 9 | 田母神一二 | 出席 | 田村地区 |
| 10 | 吉田秀吉 | 出席 | 三徳田地区 |

| 議席番号 | 氏名 | 出席状況 | 備考 |
|------|-------|------|-------|
| 11 | 佐久間俊一 | 出席 | 喜久田地区 |
| 12 | 細山文昭 | 出席 | 逢瀬地区 |
| 13 | 松川延安 | 出席 | 田村地区 |
| 14 | 馬場猪吉 | 出席 | 田村地区 |
| 15 | 樋口誠一 | 出席 | 湖南地区 |
| 16 | 村上晃一 | 出席 | 中央地区 |
| 17 | 古川一郎 | 出席 | 中田地区 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 松井喜夫

【事務局次長兼農業振興係長】 齋藤 聡

【庶務係長】 家久来悦子

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼一幸

【農地調整係主任】 菱沼宏幸

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐藤善寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



この議事録は、本会議の書記が記載したものであるが、真正であることを保証するため、ここに署名する。

郡山市農業委員会農地部会

農地部会長

松川 延安

農地部会長職務代理者

吉田 秀吉

署名人

藤田 稔

署名人

村上 晃一

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ただいまより、第34回農地部会を開催いたします。</p> <p>本日は、増子富康委員、小林正一郎委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この部会は、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、部会長のご挨拶をいただきます。</p> |
| 部会長 | <p>こんにちは。</p> <p>田植えの進み具合はどうでしょうか。</p> <p>終わった方もいると思いますが、広い面積をやっている方が多いと思いますので、今が最盛期ではないでしょうか。</p> <p>今年はこちらの方でも雨がちゃんと降り、水不足の心配もなく進んでいます。</p> <p>さて皆さんご存知の通り、農業経営基盤強化促進法等が4月に一部改正されまして、ハウスのコンクリート床も農地として認められるようになり、税金も安くなるのではないかと思います。</p> <p>他にも所有者不明の農地が20年間まで代表者の決定で借りられるようになるそうです。</p> <p>全農地の2割ほどが所有者不明となっており、総面積は80万㎡以上あるとのことですが、こういった農地も有効活用が進めばよいと思っております。</p> <p>今期の部会もあと3回となりました。</p> <p>今回も慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>農地部会会議規則第7条第1項の規定により、部会長に議長をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、提出されております申請案件について、農地法に基づき、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>7番 藤田 稔 委員</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>16番 村上 晃一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 | 議案訂正、追加議案、取り下げはございません。 |
| 議長 | <p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>古川 一郎委員の調査報告を求めます。</p> |
| 古川 一郎 委員 | <p>私も長いこと農業委員をやっておりますが、トップで報告するのは最初で最後かと思えます。</p> <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人 受け人及び土地の表示は記載の通りです。</p> <p>5月16日に調査を行いました。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>渡し人は高齢により耕作不能のため、長期間耕作していた受け人に贈与するものです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>2番と3番の 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず2番ですが渡し人、受け人 および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人 および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | <p>2番と3番の 2件について、 許可と決することにご異議ございませんか。</p> |
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>飯田 東一委員の調査報告を求めます。</p> |
| <p>飯田 東一委員</p> | <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場及び資材置場のためです。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 受け人は双葉郡大熊町より大槻町に避難し、 現在は大型ダンプ3台を所持して建設業を営んでおります。 現在自宅近くのガソリンスタンド跡地を借りて業務をしていますが、 県道沿いの住宅地の近くで、また今後もダンプの増車予定があり、 ますます手狭になるため業務に支障が出ることから 今回の申請に至りました。 申請地は新興住宅団地の一角で、 北は住宅、東は畑、西と南は市道に囲まれています。 碎石を敷いて土砂の流出を防止します。 また、雨水は自然浸透とし溢れた場合はU字溝に排水します。</p> <p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は 11ページの第3種農地、2-1-(1)-エ-(ア)-b-(b)で 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超え、 市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は、2-1-(1)-エ-(イ)で 第3種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>1番 1件について、</p> |

| | |
|-------------|---|
| | 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。 根本 淳一委員の調査報告を求めます。</p> |
| 根本 淳一 委員 | <p>2番 3番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場のためです。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 申請地は宅地の前にある土地で、 震災時に以前宅地に住んでいた住民が家が倒壊して引っ越したため、 受け人が富岡町より郡山市に移住するための家を建築するにあたり、 駐車場が手狭だったため、 申請地の地主である渡し人をお願いして今回の申請に至りました。</p> <p>次に3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅建築のためです。 農地の区分は第1種農地として判断しました。 受け人は現在アパートで生活を営んでおりますが、 家族が増えたため手狭となり今回の申請に至りました。 所有する農地にも近く、今後の耕作にも利便性が高いと思われます。</p> <p>以上2番 3番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>2番と3番の調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 まず2番の 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、10ページの第2種農地、2-1-(1)-カで</p> |

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、2-1-(1)-カー(イ)で第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると判断しています。

次に、3番ですが
農地区分は4ページの2-1-(1)-イー(ア)-aで
おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある集団農地です。

許可基準は、5ページの2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で
住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の
日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために
行われるものであり、集落に接続して設置される
集落接続事業です。

その他の事項については、記載のとおりです。
以上、補足説明といたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 2番と3番の 2件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、
許可と決します。

次に4番 1件について付議いたします。
鈴木裕美夫委員の調査報告を求めます。

鈴木裕美夫
委員

4番 1件について調査の結果をご報告いたします。
渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。
申請の事由は、駐車場及び集会所のためです。
農地の区分は第1種農地として判断しました。
現在の集会所が老朽化し、また土地の返還も求められていることから

| | |
|-----|---|
| | <p>新たに土地を取得して集会所を建設する運びとなりました。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>4番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>4番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが 農地区分は4ページの2-1-(1)-イ-(ア)-aで 3番 同様です。</p> <p>許可基準は、5ページの2-1-(1)-イ-(イ)-c-(d)で 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の用に 供するために行われる生活環境確保事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p> |
| 議 長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず7番 1件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、本部会委員が借り人の同居の親族に なっており、農業委員会等に関する法律第31条第2項の議事参与の</p> |

| | |
|-----|---|
| | 制限に該当しますので、退席を求めます。 |
| | (該当委員が退席する。) |
| 議 長 | 事務局の調査報告を求めます。 |
| 事務局 | 7番の農用地利用集積計画につきましては、 使用収益権設定設定の申請があり、農地集積促進員及び 事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 7番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | 異議ないものと認め、7番 1件について承認と決します。 退席委員の復席を求めます。 |
| | (退席委員が復席する。) |
| 議 長 | 次に1番から18番までのうち 7番を除く 17件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。 |
| 事務局 | 1番から18番のうち、7番を除く17件の農用地利用集積計画に つきましては、使用収益権設定設定14件、所有権移転3件の 申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化法第18条第3項の 各要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 1番から18番までのうち 7番を除く17件について 承認と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | 異議ないものと認め、1番から18番までのうち、 7番を除く17件について承認と決します。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p> |
| 藤田 稔 委員 | <p>1番 2番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>4月23日に現地を調査しました。</p> <p>現地は数十年経過した樹木や雑木が生い茂って山林化しており、農地への復元は困難です。</p> <p>以上より、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>次に2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>4月23日に現地を調査しました。</p> <p>周辺に耕作している農地は殆どありません。</p> <p>また、現地は数十年経過した樹木や雑木が生い茂って山林化しており、農地への復元は困難です。</p> <p>以上より、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>1番と2番の2件について非農地と判断することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について非農地と判断します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>田母神一二委員の調査報告を求めます。</p> |
| 田母神一二 委員 | <p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>4月23日午後に現地を調査しました。</p> <p>周辺に耕作している農地は殆どありません。</p> <p>また、現地は40年ほど耕作しておらず雑木が生い茂っており農地への復元は困難です。</p> <p>以上より、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>3番 1件について</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、3番 1件について非農地と判断します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から8番までの 8件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から44番までの 44件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から3番までの3件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>続いて、報告第4号「農地法第3条の規定による許可処分 の取消について」次のとおり1番 1件について、取消願いの提出があり 適当と認め、取消したので報告する。</p> <p>報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に、中間管理機構からの貸付け分について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく 農用地利用配分計画案について、市長から意見が求められています。</p> <p>ただいまから、この案件について審議します。</p> <p>郡山市農用地利用配分計画案の1番 1件について 付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧ください。</p> <p>郡山市長から意見を求められた 農地中間管理機構から借受人への貸付について 1番 1件について、配分計画の内容を調査しましたが、 問題はなく、適当と認められますが ご審議のほどよろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>1番 1件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。</p> |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について 特に意見はない旨、回答することに決定しました。</p> <p>次に4月18日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p> |

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及び資料をご覧ください。

中央1番の事業目的は、農家住宅の建築です。

申出者は現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供が大きくなり手狭になったため、農家住宅を建てるものです。

申請地は、市街化近傍小集団の第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中央2番の事業目的は、サッカーグラウンドの建設です。

申出者の尚志高校は女子サッカー部を新設するため、そのグラウンドを造るものです。

申請地はおおむね10ha以上規模の第1種農地ですが、土地収用対象事業として許可できます。

安積3番の事業目的は、農家住宅の敷地拡張で追認案件です。

農家住宅、農業用倉庫、農作業場が農地にあることがわかり是正するものです。

申請地はおおむね10ha以上規模の第1種農地ですが、住宅については既存施設拡張事業で、農業用倉庫及び農作業場については農業用施設事業として許可できます。

三穂田4番の事業目的は、サッカーグラウンドの建設です。

申出者はサッカースクールを開設するため、サッカー場と付属施設を造るものです。

申請地は郡山南インターチェンジから300m以内の公共施設至近距離にある第3種農地です。第3種農地の転用は許可できます。

喜久田5番の事業目的は、分家住宅の建築です。

申出者は現在、実家に住んでいますが、子供が大きくなったため

住宅を建てるものです。

申請地はおおむね10ha以上規模の第1種農地ですが、
集落接続事業として許可できます。

日和田6番の事業目的は、農家住宅敷地拡張で追認案件です。
合併浄化槽、物置、排水溝が農地に越境していることが
わかり是正するものです。

申請地は土地改良農地である第1種農地ですが、
既存施設拡張事業として許可できます。

日和田7番の事業目的は、農家住宅の敷地拡張で追認案件です。
自宅の一部が農振地域に含まれていたため、是正するものです。
申請地は雑種地で非農地のため、許可不要です。

湖南8番の事業目的は、一般住宅の建築です。

申出者は現在、東京の賃貸マンションに住んでいますが
妻の実家近くに家を建て、両親の農業を手伝う
ことにしたものです。

申請地はおおむね10ha以上規模の第1種農地ですが、
集落接続事業として許可できます。

田村9番の事業目的は、一般住宅の敷地拡張です。

申出者は2人目の子供が生まれ、自宅が手狭になったため、
二世帯住宅への建て替えを計画しましたが、
駐車場と進入路を拡張するものです。

申請地はおおむね10ha以上規模の第1種農地ですが、
既存施設拡張事業として許可できます。

田村10番の事業目的は、産業廃棄物処理施設の残土、
覆土置場の設置です。

申出者は田村町糠塚地区に、産業廃棄物最終処分場を建設するに
あたり、その残土、覆土置場を設置するものです。

申請地は山林で、非農地のため許可不要です。

なお、産業廃棄物最終処分場の建設については

地元の同意が得られていないため、農振除外は反対としました。

西田11番の事業目的は、一般住宅の敷地拡張です。

申出者は現在、賃貸アパートに住んでいますが、
子供の成長に伴い、手狭になったため住宅を建築するものです。
申請地は雑種地であり、非農地であるため許可不要です。

西田12番の事業目的は、資材置場、駐車場です。

申出者は市内で建設業を営んでいますが、現在の資材置場が
手狭になったため拡張するものです。

申請地は山林であり、非農地であるため許可不要です。

中田13番の事業目的は、資材置場で追認案件です。

申出者は申請地の近くで自動車整備工場を営んでいますが、
ストックしてある廃車を保管する場所が不足し、
農地に越境して使用していました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも
影響を与えないことから許可できると判断しています。

中田14番の事業目的は、農家住宅で追認案件です。

申出者は県道小野郡山線の拡幅工事に伴い、
移転を余儀なくされましたが、転用許可を得ることなく
住宅を建築してしまいました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも
影響を与えないことから許可できると判断しています。

中田15番の事業目的は、ドライブインの建設です。

県道小野郡山線のバイパス及び広域農道の付け替え工事が終わり
貨物輸送や観光客の増加が見込まれるためドライブインを
建設することにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも

影響を与えないことから許可できると判断しています。

中田16番の事業目的は、食品工場の建設です。

既存の工場が手狭になり、これ以上の受注ができないため食品工場を新設するものです。

申請地は土地改良農地である第1種農地ですが、既存施設拡張事業として許可できます。

中央軽1番の事業目的は、堆肥舎の建設です。

申出者は現在、和牛を飼養していますが、頭数が増えたため堆肥舎を新設するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

三穂田軽2番の事業目的は、農業用倉庫で追認案件です。

申出者は平成8年頃に農業用倉庫を建設しましたが農振法の用途変更手続きをしていなかったため、是正するものです。

200㎡未満の農業用倉庫であるため、農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。

片平軽3番の事業目的は、もみがら置場、農業用機械置場で追認案件です。

申出者は平成14年に許可を得たうえで農業用倉庫を建設しましたがその後の規模拡大に伴い、農地に越境して使用するようになったため是正するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

湖南軽4番の事業目的は、農業用倉庫の建設です。

農業用機械を保管するため、倉庫を新設するものです。

200㎡未満の農業用倉庫であるため、農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長

次に古川 一郎委員から、審議の内容を報告願います。

古川 一郎
委員

4月18日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果をご報告いたします。

農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明
ありましたとおり、20件の申請があり協議しました。

委員会において、三穂田4番の申し出会社はどういう会社か、
という質問があり、事務局から西部工業団地にある会社で
郡山市の文化スポーツ部から世界規模のサッカー少年を育成するため
サッカーグラウンドを整備したいとの話があり、市も
歓迎しているとの説明がありました。

また田村10番について、産業廃棄物最終処分場の建設に
あたっては、地元から10,686名の反対署名があり、市長に
請願書を手渡ししているとの発言があり、地元の同意が得られて
いないため、10番の除外については反対としました。

特別委員会では、20件の申請のうち14件は記載のとおり
許可基準を定め、2件については農地法施行規則により、
3件については非農地のため農地転用は不要であるとし、
1件については反対である旨、市長に報告することに決し、
既に報告しております。

以上、特別委員会の報告とさせていただきます。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 農振除外については、特別委員会で審議結果を部会の決定とする旨 決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議 長 | 長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第34回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。 |

郡山市農業委員会

第34回農地部会（平成30年5月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

3件で、 田 1, 231㎡ 畑 721㎡ でした。

第5条 農地転用（権利移動）は

4件で、駐車場・資材置場1件

駐車場1件

農家住宅1件

集会所1件

この他、非農地申請がありました。